

議案第1号

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則  
制定について

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和3年1月21日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員の健康及び福祉を確保することによる学校教育の水準の維持向上を図るため、教育職員の業務量の適切な管理等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 横須賀市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。
- (2) 在校等時間 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）第3に規定する在校等時間をいう。

(業務量の適切な管理等)

第3条 教育委員会は、在校等時間から所定の勤務時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（同条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員が在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 箇月について 100時間未満

(2) 1 年について 720時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における 1 箇月当たりの平均時間について 80時間

(4) 1 年のうち 1 箇月において所定の勤務時間以外の時間に 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

3 前 2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### (提案理由)

文部科学省及び神奈川県 の指針に基づき、横須賀市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するため